

2. MTDS（中期開発戦略）の役割と目的

2. 1 MTDS（制定）の背景と根拠について

59. パラオ共和国には、2020年に至るまでの「国家基本開発計画」（NMDP）というものがある。NMDPは1996年に策定され、極めて包括的な文書で、各分野にわたり、当時としては妥当なパラオの政策を網羅している。それ以降、さまざまな計画や政策が見られるが、NMDPがもっとも包括的な計画書である。多くの分野で、国家の自然資源と人的資源を最も有効に活用するための優先度付けを難しくするような計画や要求にならぬよう、対処しなければならない。（最後の一文 ??）
60. 今まさに、経済的・社会的な開発の側面で、そして国家資源の状況として我々がどのような位置にあり、中期5カ年の、鮮明にして実地的な国家開発計画を打ち立てる、そのような絶好の機会である。NMDPについて言えば、NMDPでは2つの点、すなわち、極めて長期の視点に立ち、そのために我々の長期的な目標に向けて極めて限定的な指標を示すことしかできなかった。（2つの問題点：超長期的視点と限定的な指標）
61. パラオには中期開発戦略（MTDS）が必要であり、それはしっかりと優先度付けされていて、優先度にしたがって適切な政策・制度・施策を確立する。MTDSは、立案時にはわからなかった諸条件を勘案して優先度をフレキシブルに調整できなければならないし、そうしたことは地域社会によく理解され、受け入れられるものでなければならない。
62. 当文書は、パラオのMTDSの詳細について明らかにし、望まれる政策・優先度・施策についてその理由を明らかにするものである。MTDS構築に際しての分析とその詳細を記載している別文書があり、参照可能である。それらは参考文献リストにあげられており、要望があれば参照可能である。さらに、地域社会への便宜のために、MTDSの要約本が用意されている。

2. 2 NMDP（国家基本開発計画）と他の計画

63. パラオ政府には数多くの中期開発／投資計画がある、それらは次のとおり：
 - i) 1994年制定の「初期経済開発計画」、これは協定（Compact）に沿って策定されたもので、多くはインフラ構築のための計画である。
 - ii) 1996年、OEKによって、「パラオ2020NMDP」に次いで策定され、インフラを含め、全分野にわたる包括的な開発計画。
 - iii) 1997～2001に策定された「持続可能な観光政策と行動計画」詳細版。
 - iv) 1997版「パラオにおける、持続可能な人材開発」
 - v) 2000年発行のJICA「インフラ、特に観光インフラに関するレポート」
 - vi) 2000版・パラオ教育改善計画
 - vii) 2002版「公共部門投資プログラム（PSIP）」。ここではインフラ構築についての更新、および優先的プロジェクトについて要約している。
 - viii) 2001年に策定された「中期経済開発の枠組み」、これは今現在も有効だが、経済全般の概略と財政問題を扱っているだけである。
 - ix) 2001年策定の「管理行動計画」は現在も有効で、多くの分野にとって政策や制度・行動の指針として有益である。
 - x) 2008年、各省で「戦略的開発計画」が策定された、廃棄物処理を除くと、全てまだ開発の初期段階である。
 - xi) 他にも多くの、明文化されてはいるが極めて限られた部分しか実行されていない、計画がある。
 - xii) 「Compact検討委員会」は2007年8月の秘密報告を、政策・ニーズ・能力、将来のオプションについて暗示するように締めくくっている。（????）
64. これらの多くの文書は今もなお、政策や戦略、制度的な変更などの面で有効であり、利害

関係者や広範な地域社会との協議を含んでいる。直近の例では、CRC（Compact 検討委員会）の活動や、2007年の国家経済シンポジウム・2006年の国家／州の指導者シンポジウムで協議をおこなっている。

65. このようにMTDS構築において、とりわけ計画・政策・戦略に沿いながら、全ての作業の優先度が評価され、継続してきた。しかしながら、周囲の状況の変化や初期の調査におけるギャップとともに成功裡に構築することについて付随する制約事項のために政策やいくつかの分野で新たな作業が必要とされている。

訳注：なぜこのように難しい英語で表現されるのだろうか？

要は、「周囲の状況がかわったり、当初予測通りでなかったりしたためにいろいろ追加の作業が増えてしまった」と言いたいのでは？「簡単なことを難しく表現するのが、論旨欠陥を指摘されないための第一条件」という、よくない訓練が行き届いているのだろうか・・

66. 加えて、影響を受ける利害関係者との協議が実施され、社会に影響を与える問題領域については、さらに広範な人々との協議が実施された。

2. 3 MTDS（中期開発戦略）策定へのアプローチ

2.3.1 プロジェクトの構成と管理

67. 政府は2007年9月、アジア開発銀行の支援を得てMTDSの準備を開始した。「経済とインフラ管理機構」（FEIM）がその準備のために、国内外のコンサルタントを集めて創設された。このチームは当プロジェクトの対象となる各省・各部局のパラオ人が支えていた。このチームは、政策・計画・財政・社会・環境・インフラなど各方面にわたって評価をおこない、関係者と協議し、助言した。
68. プロジェクトの舵取りをする委員会（PSC）が創設された、これは大統領命令 No07-003で、MTDSの準備を先導するためのものである。ここには、財務省・資源開発省・厚生省・教育省・大統領官房・知事協議会・商工会議所・非自治体協会（Alliance of Non-State Actors ???）の各代表で構成された。この舵取り委員会は定期的に会合し、FEIMの作業を指揮監督した、その作業は2007年10月から2008年10月まで実施された。

2.3.2 評価プロセス

69. MTDSのチームは政策・制度・諸分野にわたって評価を実施した。報告書では、協議ぬ向け、政策・戦略・行動計画について答申と勧告が記述され、PSCが承認した。PSCの承認後、これらの答申と勧告はMTDSに含まれることとなった。
70. MTDSの準備過程で、このチームは上述のような協議とシンポジウムをおこなった。勧告を実行するにあたって、各分野・各課題の専門家が関係者と広範な協議をおこなった。答申と勧告の主だった部分については、さまざまなプレゼンテーションやメディアへの報道で国民と指導層に周知した。

2. 4 MTDS（中期開発戦略）の目的と守備範囲

2.4.1 目的

71. MTDS（中期開発戦略）の目的は、信頼できる、焦点の明確な、实际的で、実行に重点をおく、そのような戦略であり、地域が全体として認知できる戦略、である。MTDSは詳細な実行計画というわけではない、むしろ戦略的な計画であり、そこでは主だった作業の優先度と詳細を評価し、作業の責任の所在、および5ヵ年の中のいつ実施するかについて明らかにしている。

2.4.2 守備範囲

72. MTDSがカバーするのは、この5ヵ年の持続的な国家開発のゴールに向かって政府が焦点をおくべき主たる政策・制度・行動、である。